

平成26年12月1日から平成26年12月26日までの間、子ども・子育て支援新制度に係る「奈良市子ども・子育て支援事業計画（仮称）」素案を公表し、市民等の皆様のご意見を募集したところ、15通28件のご意見（提出方法別内訳：ファクシミリ11通、電子メール1通、ホームページ2通、持参1通）が寄せられました。この度、募集結果及びご意見に対する本市の考え方の現状での案がまとまりましたので、下記のとおり報告します。

なお、いただいたご意見につきましては、十分な検討を加え、事業計画のみならず、今後の本市の子ども・子育て支援施策へ活かしていきたいと考えています。ご協力ありがとうございました。

I. 項目別意見数と意見の対応の方向性について

(1) 項目別意見数	
■ 全体に関するもの	..... 1件
■ 第2章 奈良市の子ども・子育てを取り巻く状況と課題	
2. 次世代育成支援行動計画に基づくこれまでの実績	..... 1件
3. 子ども・子育て支援新制度で求められる対応	..... 1件
■ 第3章 事業計画の基本的な理念・方針について	
2. 計画の基本理念	..... 1件
■ 第4章 奈良市の子ども・子育て支援のこれからの取組について	
基本方針1 子どもがいいきいきと心豊かに育つまちづくり	
基本目標1 子どもにとって大切な権利の保障	..... 1件
基本目標2 乳幼児期の教育・保育の充実	..... 7件
基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり	
基本目標2 地域における子育て支援の充実	..... 3件
基本目標3 子育てに関する情報提供の推進と経済的な支援の充実	..... 1件
基本目標4 様々な状況にある子どもと子育て家庭への支援の充実	..... 1件
基本方針3 地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくり	
基本目標1 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進	..... 1件
基本目標2 仕事と子育ての両立支援の推進	..... 1件
■ 第5章 主な事業の5年間の需給計画について	
1. 提供区域の設定	..... 2件
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	..... 7件

(2) 意見の対応の方向性	
次ページ以降では、いただいたご意見の概要に対して、本市の考え方とともに対応の方向性を記載しています。	
【対応の方向性】	
A. 計画案に反映します	..... 5項目
B. 今後の取り組みの参考とします	..... 4項目
C. 計画案のとおりとします	..... 9項目
D. その他（質問・計画と同趣旨等）	..... 7項目

Ⅱ. 意見の概要と本市の考え方（案）について

■ 全体に関するもの 【1件】

大項目	小項目	意見の概要	本市の考え方（案）
全体		<p>●「子どもにやさしいまちづくり」ということでしたが、子ども自身のための支援が具体的には見えてきませんでした。大人ではなく、子どもが主体の計画が具体化されることを望みます。</p>	<p>【今後の取り組みの参考とします】</p> <p>国の基本方針では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本に、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することが目指されています。そのため、本市の事業計画の中でも「子ども」に関する項目として、「基本方針1 子どもがいきいきと心豊かに育つまちづくり」を設定しています。その例としましては、幼稚園や保育所等を「就労支援や子育て支援のための施設」として捉えるのではなく、「子どもが通う、子どもが成長する、経験するための施設」として捉えています。</p> <p>また、「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」が平成27年4月1日に施行され、今後は「子どもにやさしいまち」に関して子どもたちが意見表明や参加ができるような取り組みを進めていきたいと考えています。いただいたご意見につきましては、計画素案に対する評価として受け止め、今後事業計画の進捗管理や評価を行う際に、参考にさせていただきたいと考えています。</p>

■ 第2章 奈良市の子ども・子育てを取り巻く状況と課題 【2件】

大項目	小項目	意見の概要	本市の考え方（案）
2. 次世代育成支援行動計画に基づくこれまでの実績		<p>●子育て広場で、センター型、ひろば型、児童館型という内訳がわからない。</p>	<p>【計画案に反映します】</p> <p>子育て広場のセンター型は、常設の広場を設け、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、子育てサークルへの援助や地域の公民館等へ出向いて子育て支援講座などの地域支援活動を実施します。ひろば型は、常設の広場を設けるとともに、異世代交流やボランティアの受入・養成等地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施します。児童館型は、児童館で一定時間、広場を設け、地域の子育て支援のための取組を実施します。</p> <p>なお、地域子育て支援拠点事業は、国の方針により、平成25年度から「センター型」及び「ひろば型」の区別をなくして「一般型」に再編されたため、地域子育て支援センター、つどいの広場及び子育てスポットすくすく広場は、地域子育て支援拠点の「一般型」として、概ね同一の事業を実施しています。</p> <p>しかし、取り組みの内容をわかりやすく伝えることは重要ですので、計画案の中にコラムのような形で、子育て広場に関する情報を追加したいと考えています。</p>
3. 子ども・子育て支援新制度で求められる対応		<p>●様々な面で過渡期となり、考えること、悩むこと等、課題がたくさんありますが、子ども・保護者にとってよりよい環境となるよう、行政と協働しつつ新制度に向かっていけるよう、丁寧に相談・説明等していただければと思う。</p>	<p>【その他】</p> <p>本計画の推進に当たっては、行政の取り組みだけではなく、家庭や地域をはじめ、関係機関の協力も不可欠です。そのため、これらの個人・関係機関等の活動と連携しながら、引き続き地域の子育て支援を推進していきます。</p>

■ 第3章 事業計画の基本的な理念・方針について 【1件】

大項目	小項目	意見の概要	本市の考え方（案）
2. 計画の基本理念		<p>●子育てに祖父母の助けを願うのが難しく、地域からも孤立してしまう家庭も多くあります。子育ての場が、子どもの成長にとって良い環境であるとともに、子育て世代が安心して子どもを産み育てることができるまちづくりに期待します。</p>	<p>【その他】</p> <p>本計画における「子どもにやさしいまち」には、安心して子育てのできるまちづくりまたは若者が帰ってきやすいまちづくりを通して、子どもが育つための支援や子どもを育てていくに当たっての支援に、社会全体で取り組むという考え方も含まれています。</p>

■ 第4章 奈良市の子ども・子育て支援のこれからの取組について 【15件】

大項目	小項目	意見の概要	本市の考え方（案）
基本方針1 子どもがいきいきと心豊かに育つまちづくり	基本目標1 子どもにとって大切な権利の保障	<p>●子ども会議はどのような内容か。</p>	<p>【その他】</p> <p>子ども会議につきましては、条例施行後に要綱により詳細を定めていきますが、公募等によりまして子どもの参加者を募り、年6回くらい原則的には公開で子どもにやさしいまちづくりに関して話し合ってもらい、子どもたちが話し合いの結果を取りまとめ、市長に提出することができる、というものを考えております。</p>
	基本目標2 乳幼児期の教育・保育の充実	<p>●幼稚園や保育園が今まで培ってきた質を落とすことなく、子どもたちが同等の利益を得られるとともに、滑らかに小学校に接続できるような基盤をしっかりとさせないといけない。</p> <p>●乳幼児期の教育・保育の充実について、市の事業計画策定に当たって、保育現場としては今まで以上に保育内容や子育て支援の充実を目指したいと思う。</p>	<p>【その他】</p> <p>今後の本市の就学前の教育・保育施設の体制につきましては、幼稚園及び保育園のほか、認定こども園や地域型保育等、多様な施設や運営主体による提供体制となりますが、各園で今まで培われてきた教育・保育内容、取り組みというものは、子ども・子育て支援新制度施行後も変わることなく、維持・充実させていくものだと考えます。</p> <p>また、本計画の推進に当たっては、関係機関の協力も不可欠です。本市の子ども・子育て支援の推進のため、引き続き連携を図っていきたいと考えています。</p>
		<p>●施策の方向性について、奈良市らしい文面が入っていても良いのではないかと。どこにでも書かれている文面であり、教育・保育の内容の充実についても何を指すのか書かれていないのではないかと。</p>	<p>【計画案に反映します】</p> <p>本市の市立幼稚園及び市立保育所については、「奈良市幼保再編基本計画」及び「奈良市幼保再編実施計画」に基づき、統合・再編しながら「市立こども園（幼保連携型認定こども園）」の設置を進めていくこととしています。また、施設面の取り組みだけでなく、教育・保育の内容についても、国から示されている「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づきながら、本市では、生涯発達の礎となる乳幼児期の育ちと学びを保障するため、「市立こども園」で育つ全ての子どもに共通して「奈良市立こども園カリキュラム」に基づく教育・保育を提供していくこととなります。</p> <p>「市立こども園」設置に向けた取り組みや認定こども園自体を周知することを目的として、今後、コラムのような形で情報を追加したいと考えています。</p>
		<p>●教育・保育の質の向上に向けた取り組みに、「奈良市立こども園カリキュラム作成」を記載してはどうか。</p>	<p>【計画案のとおりとします】</p> <p>保育士等の処遇改善を図り、保育士の人材を確保するため、平成25年度から保育士等処遇改善臨時特例事業を実施し、民間保育所に補助金を交付しています。平成27年度以降につきましても、処遇改善等加算として公定価格に含まれており、奈良市のみならず継続して全国的に取り組んでいくこととなります。</p>
		<p>●施策の方向性②「質の高い教育・保育の一体的提供と内容の充実」について、「保育者の処遇の向上、保育条件の改善に努める」との内容の文章を入れるべき。</p>	



大項目	小項目	意見の概要	本市の考え方（案）
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「教育・保育施設及び地域型保育事業の整備」について、「公立保育所を核に認可保育所を中心に整備する」との内容に改めるべき。</li> <li>●認定こども園の設置を削除するべき</li> </ul>	<p>【計画案のとおりとします】</p> <p>国の基本方針では、子ども・子育て支援新制度の目的の一つとして、「保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から教育・保育を受けられるような提供体制の確保」が挙げられています。</p> <p>本市におきましても同様に、「認定こども園や幼稚園と保育所、地域型保育」、「公立と私立」といった多様な施設や運営主体を組み合わせることで、柔軟に子どもを受け入れるための提供体制を確保し、子どもが保護者の就労等の現状やその変化に左右されることなく、教育・保育を受けられるような施設・事業の選択肢づくりを進めたいと考えています。</p>
基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり	基本目標2 地域における子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施策の方向性に、「専門職と非専門職（ボランティア等）の協働体制による手厚い支援の構築」を入れてほしい。</li> <li>●主な取り組みの地域子育て支援拠点事業の内容について、「育児相談」を「子育てに関するあらゆる相談」というように、どんなことでも相談を受けるように記載してほしい。</li> <li>●当園では、預かり保育や未就園児保育を進めており、多くの利用者がある。現在の幼稚園においてもできるまで、子育て支援の充実に取り組みたい。</li> </ul>	<p>【計画案のとおりとします】</p> <p>主な例を挙げると、各地域子育て支援拠点では、ボランティアの受入・養成や、ボランティア及び地域住民等と協働して、地域支援活動を実施しています。また、幼稚園における未就園児保育等についても、地域住民の方にご協力をいただきながら運営しているものもことから、施策に新たに追加することは考えていません。</p> <p>【計画案に反映します】</p> <p>地域子育て支援拠点では、子育てに関する相談のみならず、母親や家庭のこと等あらゆる相談を受けていますので、計画案の表現に反映します。</p> <p>【その他】</p> <p>子ども・子育て支援新制度では、認定こども園や幼稚園・保育所に通う子どもの家庭だけが対象ではなく、ご家庭で子育てをされている方も含む全ての子どもと家庭を対象として、地域のニーズに応じた支援を充実することが目指されています。そのため、幼稚園等で現在実施いただいている未就園児とその家庭を対象とした事業は、今後も必要な事業であると考えています。また、本計画の推進に当たっては、関係機関の協力も不可欠です。地域の子育て支援の推進のため、引き続き連携を図っていきたくと考えています。</p>
	基本目標3 子育てに関する情報提供の推進と経済的な支援の充実	●「1 子育てに関する相談体制・情報提供の充実」について、相談は誰がするのか、また、専門職を配置するのかどうか明確化してほしい。	<p>【計画案のとおりとします】</p> <p>地域子育て支援拠点を例に挙げますと、子育て親子の相談は、拠点のスタッフが受けますが、専門的な相談については、所属している専門の相談員につなげます。また、必要に応じて専門機関や行政機関と連携し、ネットワークを構築しています。</p> <p>なお、国の指針による地域子育て支援拠点の職員の位置付けは、子育て親子の支援に関して意欲のある者であり、子育ての知識と経験を有する者を配置することとし、職員の専門性や資格は問われていないため、職員の配置については義務付けておりません。</p>
	基本目標4 様々な状況にある子どもと子育て家庭への支援の充実	●子ども発達支援事業について、特別支援教育や教育相談課での事業も記載してほしい。	<p>【計画案に反映します】</p> <p>計画案では各施策の方向性に対する市の事業の中で、主な取り組みのみを記載しています。最終的には資料編の中で事業計画の対象事業を網羅することを予定していますので、その中で反映したいと考えています。</p>

大項目	小項目	意見の概要	本市の考え方（案）
基本方針3 地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくり	基本目標1 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進	●子育て支援アドバイザーについて、子育て中の保護者に必要なのは助言ではなく、悩みや不安を受け止める人の存在であるため、アドバイザーという名称はふさわしくないのではないか。	【計画案のとおりとします】  「子育て支援アドバイザー」は、子育てに関する助言や相談のみならず、子育て親子が集まる場所に出向き、相談、絵本の読み聞かせや手遊びなど、子育て支援の手助けを行うため、「アドバイザー」という名称を使用しています。
	基本目標2 仕事と子育ての両立支援の推進	●男女共同の子育ての推進に向けたセミナーとあるが、男性は参加しないのではないか。	【今後の取り組みの参考とします】  「男女共同の子育て」には、男性の積極的な家庭参画だけでなく、男女それぞれが相手を尊重し理解しあうことが大切です。これまでは「父子クッキング」「男性向け料理教室」など従来の男性向けセミナーを開催してきましたが、それに加えて夫婦ともに参加でき、自身の家庭生活や働き方を共に考える機会となるような講演会や、男女を問わず子ども連れでも参加しやすい託児付セミナーの実施など、より参加しやすいセミナー開催を考えています。

■ 第5章 主な事業の5年間の需給計画について 【9件】

大項目	小項目	意見の概要	本市の考え方（案）
1. 提供区域の設定	(1) 教育・保育における提供区域	●教育・保育における提供区域を、中学校区を1ゾーンとするべき。	【計画案のとおりとします】  教育・保育における提供区域の設定に当たっては、「奈良市第4次総合計画」における7つのゾーンを勘案したうえで22の中学校区を基本単位として、教育・保育施設の現在の配置状況や今後の方向性、実際の利用実態等を反映すること等を目的として、隣接する中学校区を組み合わせることで、5つの提供区域を設定しています。
	(2) 地域子ども・子育て支援事業における提供区域	●病児・病後児保育事業の提供区域を、教育・保育における提供区域に準じる事業にするべき。	【計画案のとおりとします】  保護者の利便性という視点は重要ではありますが、病児・病後児保育事業につきましては、定員ベースから実績を見た場合、稼働率が低い状況にあります。そのため、細かく整備することにより、協力いただく事業者が損害を被る恐れがあることから、全市域を1つの提供区域として設定しています。
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	(1) 利用者支援事業	●利用者支援事業の目標値について、平成31年度で2箇所は少ないのではないか。	【今後の取り組みの参考とします】  利用者支援事業を実施するためには、地域子育て支援拠点事業受託団体に、利用者支援専門員として、子育て支援事業等に従事することができる資格を有している者や、地方自治体を実施する研修または認定を受けた者のほか、育児・保育に関する相談指導等についての相当の知識・経験を有する地域の子育て事情と社会資源に精通した専任の職員を1名以上配置することとされています。 また、利用者支援専門員は、行政の研修等を受講し、事業の実施にあたって必要となる資質の維持向上に努めるとともに、心配な家庭に対する適切な対応や、関係機関等との連絡・調整、連携及び協働体制の構築が求められます。 つきましては、利用者支援事業の実施は、地域子育て支援拠点事業受託団体において、人材及び財源の確保が必要となることから目標値を2か所としています。その必要性及び費用対効果を精査するとともに、当該事業の受託団体の受入れ体制等を勘案し、本計画の中間年を目安として、その実施箇所数を検討してまいります。

大項目	小項目	意見の概要	本市の考え方（案）
	(3) 放課後児童健全育成事業	●目標値が増えているが、現状で部屋の広さや職員の数不足気味ではないのか。	【その他】 平成26年12月に可決された「奈良市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に規定された基準を満たすよう、5年間の経過措置の間に整えていくことになります。
	(7) 地域子育て支援拠点事業	●今後の方向性について、「子育てスポット等」のすみ分けが一般的にはわからないのではないかと。また、従事者にできるだけ専門職や有資格者の配置を目指すことを盛り込んでほしい。	【計画案のとおりとします】 地域子育て支援センター等の地域子育て支援拠点事業は、子育て広場を常時開設し、地域の子育て親子の交流促進及び育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、全ての子育て家庭を地域で支える取組を行います。加えて、地域の実情に応じ、地域に根ざした運営を行い、関係機関及び子育て支援活動を実施する団体等と連携を図ります。「子育てスポット事業」は、地域にある身近な公共施設等を利用し、地域の団体に委託して、月に1回または2回、子育て広場を開催しています。より身近な子育ての拠点として、地域のさまざまな人が子育てに関わり、地域全体で子育てを応援する場として、地域コミュニティの再生・活性化を図っています。 なお、地域子育て支援拠点に従事する職員については、国の指針では、子育て親子の支援に関して意欲のある者であり、子育ての知識と経験を有する者を配置することとしています。また、子育て親子にとって身近な存在であり、気軽に相談ができる者であることとされ、職員の専門性や資格は問われておりません。
	(9) 病児・病後児保育事業	●少しでも近い場所があればと思うので、全体のバランスを考えて西部地域もしくは北部地域にもう1箇所設置することを検討していただけないか。	【今後の取り組みの参考とします】 病児・病後児保育事業は、本市では現在4か所で実施しています。定員ベースでは平成26年4月1日現在で約4,500人（年間250日開所の場合）の受入枠がありますが、利用実績との間に乖離が生じているため、まずは利用時間帯や利用手順というところで、稼働率を上げる取り組みから優先することを基本としています。 ただし、スピード感を持って対応するため、本計画の中間年を目安として全体のバランスを見ながら、実施施設数の検討を行いたいと思います。

奈良市子ども・子育て支援事業計画

# 奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン (素案：概要版イメージ)



奈良市



---

---

## 計画の趣旨

---

---

本計画は、子どもや子育て家庭をめぐる様々な問題に対し、「子どもにとっての最善の利益」を確保できるよう、「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」を踏まえつつ、新たに定められた「子ども・子育て支援法」に基づく事業計画に位置付けるほか、これまでの「奈良市次世代育成支援行動計画（後期計画：平成22～26年度）」を引き継ぐ計画としても位置付けることにより、本市の子ども・子育て支援に関する施策を幅広く網羅し、今までの取り組みをさらに充実させていきます。

---

---

## 計画の期間

---

---

「子ども・子育て支援法」では、自治体は5年を1期とした事業計画を定めるものとしていますが、本市の計画においても、平成27年度から平成31年度までの5か年を計画期間とします。

---

---

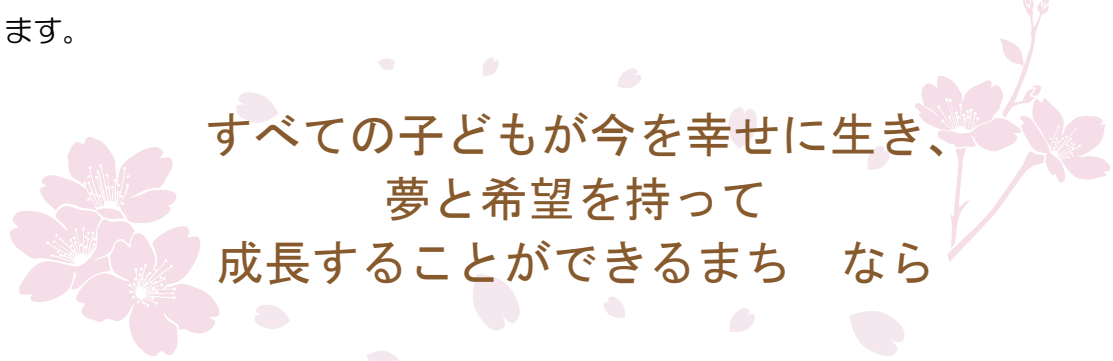
## 計画の基本理念

---

---

次代を担う子どもは人間としての尊厳と人格をもった存在であり、社会の一員として大切に育てられる必要があります。子育ての基盤は家庭であり、子育ては第一義的責任として保護者が担うべき重要な役割であるという考え方を基本とし、さらにすべての子育て家庭に対して包括的で継続的な子育て支援と地域さらには社会全体で子育て家庭を優しく見守り応援していくことが大切です。そのような環境で育つ子どもは、いきいきと輝き、未来を築く社会の担い手となると考えます。

本計画では、奈良市次世代育成支援行動計画の基本理念「豊かな心を持ち、未来をひらく子どもを育むまち・なら」の考えを継承するとともに、「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」の方向性や本市の目指す将来像を踏まえ、次のように基本理念を定めます。

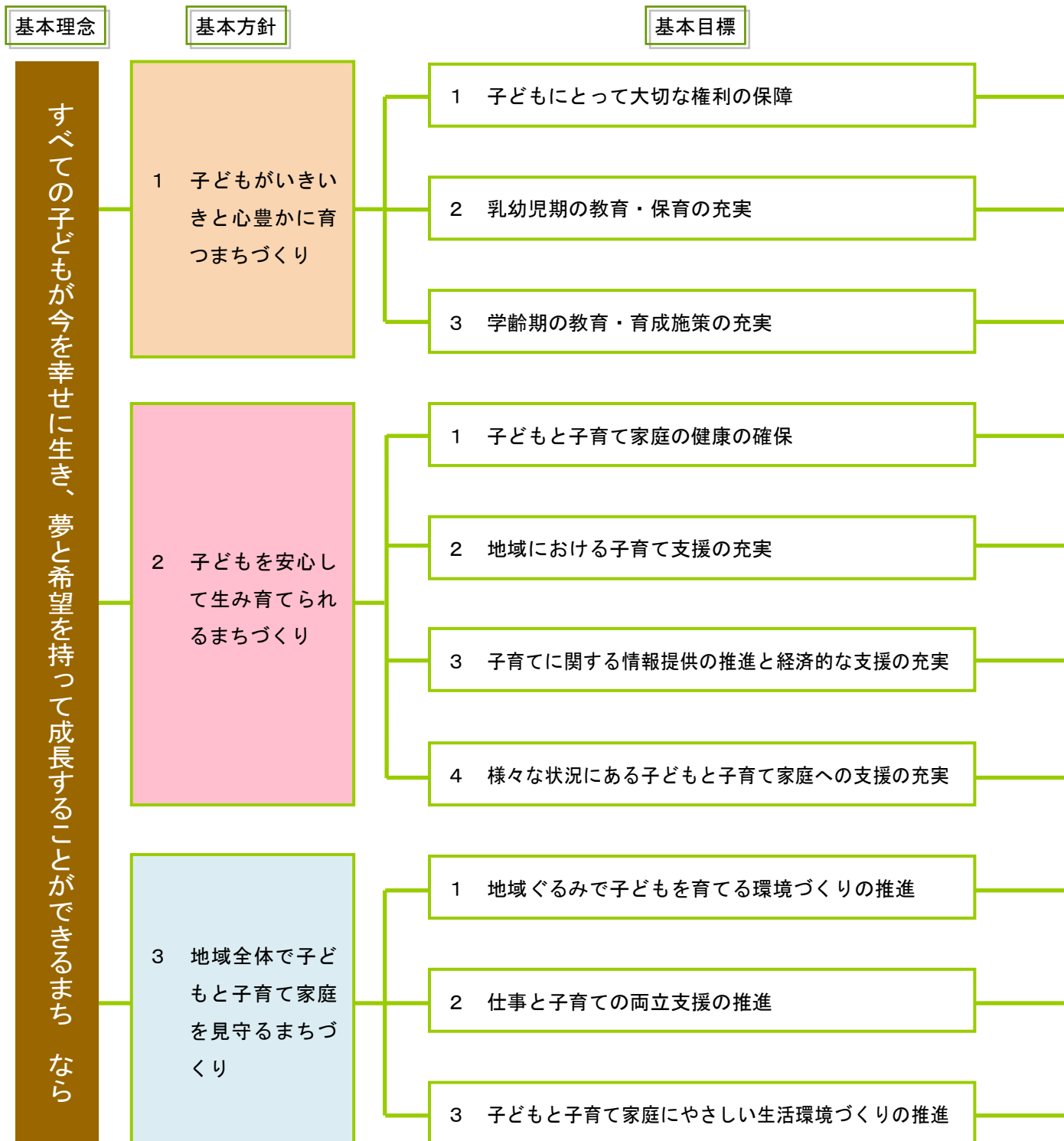


すべての子どもが今を幸せに生き、  
夢と希望を持って  
成長することができるまち なら





# 施策の体系



## 施策の方向性

① 子どもの権利保障のための取り組みの推進

- ① 乳幼児期の教育・保育の提供体制の確保
- ② 質の高い教育・保育の一体的提供と内容の充実

- ① 豊かな人間性と生きる力を育む学校教育の充実
- ② 子どもの居場所や体験活動の充実
- ③ 心身の健やかな成長のための取り組みの充実

- ① 妊娠から出産、子育てまでの切れ目ない支援の充実
- ② 健やかな成長発達を促すための相談体制・情報提供の充実
- ③ 小児医療体制等の充実

- ① 子育て中の親子の居場所づくりの推進
- ② 多様な子育て支援サービスの充実

- ① 子育てに関する相談体制・情報提供の充実
- ② 子育て家庭への経済的な支援の充実

- ① ひとり親家庭への支援の充実
- ② 障がいのある子どもと子育て家庭への支援の充実
- ③ 児童虐待防止などの取り組みの充実

- ① 地域の子育て支援活動の充実
- ② 地域における子どもの見守り活動の推進

① 男女共同の子育ての促進と子どもを大切にする社会的な機運の醸成

① 安心して外出できる環境づくりの推進

参 考

「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」の概要





## 基本方針 1 子どもがいきいきと心豊かに育つまちづくり

### 基本目標 1 子どもにとって大切な権利の保障

#### 施策の方向性

##### ① 子どもの権利保障のための取り組みの推進

「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」の理念や考えを踏まえ、子どもの権利を守る取り組みを総合的に進めていきます。

国や県、関係機関と連携し、保護者や地域住民、子どもの育ちや学びに関わる人がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を効果的・効率的に実施できる体制づくりを進めます。

#### 主な取り組み

##### ○ 子ども会議の設置

内容
子どもの意見表明や参加を支援するための取り組みとして、子どもの自主的・自発的な運営による「子ども会議」を設置します。

### 基本目標 2 乳幼児期の教育・保育の充実

#### 施策の方向性

##### ① 乳幼児期の教育・保育の提供体制の確保

教育・保育の場の整備拡充を積極的に行うとともに、きめ細やかな保育サービスをより一層充実していきます。

##### ② 質の高い教育・保育の一体的提供と内容の充実

就学前児童の子どもの自立と協同の態度を育むことを目的とし、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育を提供し、子どもの健やかな発達の支援に努めます。

## 主な取り組み

### ○ 教育・保育施設及び地域型保育事業の整備

#### 内容

待機児童解消や多様な教育・保育ニーズに対応するため、既存の教育・保育資源を活用するとともに、民間活力による教育・保育施設及び地域型保育事業等の整備を行います。

### ○ 認定こども園の設置

#### 内容

「奈良市幼保再編基本計画」、「奈良市幼保再編実施計画」のもと、市立幼保施設の再編を進めながら、「市立こども園」として、子ども・子育て関連3法に基づく、幼保連携型認定こども園の設置を進めます。

### ○ 教育・保育の質の向上に向けた取組

#### 内容

多様な教育・保育ニーズや地域の子育て支援等に対応するため、認定こども園、幼稚園及び保育所に勤務する職員を対象に、園内外の研修を実施し、資質向上を図ります。

## 基本目標3 学齢期の教育・育成施策の充実

### 施策の方向性

#### ① 豊かな人間性と生きる力を育む学校教育の充実

幼児期からの子どもの発達や学習の連続性を重視し、学ぶ意欲や自尊感情を高める取り組みを推進し、豊かな人間性と「生きる力」をバランスよく育む教育環境を整備するとともに、本市の特徴を生かした教育を推進します。

#### ② 子どもの居場所や体験活動の充実

地域において子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりや自然との触れ合いや遊び等様々な体験や子ども同士の交流を行う場を設けることにより、子どもの育成活動を推進します。

#### ③ 心身の健やかな成長のための取り組みの充実

子どもが相談しやすい体制をつくるとともに、関係機関と連携を図りながら、心身の健やかな成長を支援していきます。

## 主な取り組み

### ○ 放課後児童健全育成事業

内容
保護者が就労などで昼間家庭にいない世帯の小学生を預かり、放課後児童健全育成事業施設内において、集団生活を体験させながら、健全育成を図ります。

### ○ 放課後子ども教室推進事業

内容
放課後等に小学校等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得てスポーツ等交流活動を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを行います。

### ○ 児童館事業の充実

内容
身近な子育て支援の拠点施設として市民参画のもとに、より開かれた児童館を目指します。

### ○ 生徒の相談体制の充実

内容
青少年の健全育成を図るため、青少年の育成に関する相談業務を奈良「いのちの電話」協会に委託し、すこやかテレフォン相談室を設置し、専門の相談員が年中無休で電話による各種の相談業務を行います。

## ■ 基本方針1 子どもがいいきと心豊かに育つまちづくりの成果指標

No	指標名	単位	現状値	目標値(平成31年度)
1	認定区分ごとの定員数	人	1号:4,174(26年5月) 2号:3,368(26年4月) 3号:2,180(26年4月)	1号:4,118 2号:3,412 3号:2,700
2	市立認定こども園の設置数	園	5(26年4月)	35

(認定区分ごとの定員数の現状値について、1号は幼稚園、2・3号は保育所の利用者数を記載)

---

---

## 基本方針 2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

---

---

### 基本目標 1 子どもと子育て家庭の健康の確保

#### 施策の方向性

#### ① 妊娠から出産、子育てまでの切れ目ない支援の充実

安心して出産・子育てができるよう、関係機関と連携しながら、健康診査等の母子保健事業を妊娠期から継続して支援します。

#### ② 健やかな成長発達を促すための相談体制・情報提供の充実

子どもの健やかな成長発達を支援するため、子育て家庭が安心して楽しく育児ができるよう相談や交流ができる場を提供するとともに、健康に関する情報発信を図ります。

#### ③ 小児医療体制等の充実

関係機関と連携をとり、小児医療の充実に努めるとともに、疾病や障がいの早期発見に取り組んでいきます。



## 主な取り組み

### ○ 妊婦健康診査事業

#### 内容

妊娠中の女性と胎児の健康保持並びに異常の早期発見のために実施する妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成します。

### ○ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

#### 内容

生後4か月未満の乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する必要な情報提供等を行います。また、支援が必要な家庭に対しては保健指導を行い、乳児家庭の孤立化を防ぎ、保護者の育児不安等を軽減し、虐待の予防や子どもの健全育成を図ります。

### ○ 妊産婦・乳幼児の健康相談（巡回相談・おやこプチ講座）

#### 内容

安心して妊娠・出産・育児が行えるよう公民館等地域の身近な場所に出向き、保健師、助産師等が健康相談を実施します。また、親子の健康づくりに関する情報提供の場として、おやこプチ講座を実施します。

### ○ 医療体制の充実

#### 内容

妊娠・出産の安全確保とともに、育児不安の解消を目指し、救急医療体制の整備充実を図ります。

## 基本目標2 地域における子育て支援の充実

### 施策の方向性

#### ① 子育て中の親子の居場所づくりの推進

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育て家庭を見守り、支え合うことができるよう、地域での様々な子育て支援の充実に取り組みます。

#### ② 多様な子育て支援サービスの充実

保育所の延長保育や幼稚園の預かり保育のほか、一時預かりや病児・病後児保育など、多様な保育ニーズに応える事業を展開します。

## 主な取り組み

### ○ 地域子育て支援拠点事業

#### 内容

主として乳幼児（0～3歳）と保護者が気軽に集い、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを実施します。

### ○ 一時預かり事業、幼稚園の預かり保育

#### 内容

保護者のパート就労や病気等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。  
また、幼稚園においても、在園児に対して教育時間終了後にも保育を実施することにより、保護者の子育てを支援します。

### ○ 時間外保育事業

#### 内容

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、開所時間を超えた保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。

### ○ 病児・病後児保育事業

#### 内容

児童が病気や病気の回復期で、保護者の仕事の都合等で家庭での保育が困難な場合に、児童を一時的に専用施設で預かります。

### ○ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ事業）

#### 内容

緊急一時的に児童の養育が困難になった場合に、児童を1週間を限度として預かり、養育・保護を行います（ショートステイ）。  
仕事等の理由で帰宅が遅くなり、長期に児童の養育が困難な場合に、午後2時から10時までの時間帯のうち、1日4時間、6か月の範囲で児童を預かり、養育・保護を行います（トワイライトステイ）。

### ○ 地域に開かれた幼稚園・保育所づくり

#### 内容

認定こども園や幼稚園では、地域の仲間とふれあう機会が少なくなっている幼児や子育てに孤立感・不安感を抱えている保護者のために、園庭・園舎の開放や未就園児の親子登園を実施しています。また、保育所においても、在園児以外（0～3歳児）の親子を対象に遊び方を教えたり、在園児との交流を行うとともに、子育てについての相談にも対応しています。

## 基本目標 3 子育てに関する情報提供の推進と経済的な支援の充実

### 施策の方向性

#### ① 子育てに関する相談体制・情報提供の充実

子どもや保護者が教育・保育施設や地域子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、様々な場所での相談や情報提供を行い、保護者の育児負担の軽減を図ります。

#### ② 子育て家庭への経済的な支援の充実

引き続き各種手当等の経済的支援を行うとともに、保護者や子どもの生活支援、保護者の就労支援など、経済的な困窮家庭に対する支援を充実します。

### 主な取り組み

#### ○ 利用者支援事業

##### 内容

子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

#### ○ 子育て世代支援PR事業

##### 内容

本市の子育て情報をわかりやすく掲載した子育て応援サイト「子育て@なら」を運営するとともに、本市の子育て情報を一冊にまとめた「子育て情報ブック」を作成・配布します。

#### ○ 子ども医療費助成

##### 内容

健康保険に加入している中学校修了前（15歳到達後最初の3月31日まで）の子どもを対象に、保険医療の自己負担額から一部負担金を除いた額を助成します（中学生は入院のみの助成で、入院時の食事療養費は除きます）。

#### ○ 就学援助

##### 内容

小・中学校の就学が経済的に困難な世帯に援助し、義務教育就学の達成を図ります。

## 基本目標4 様々な状況にある子どもと子育て家庭への支援の充実

### 施策の方向性

#### ① ひとり親家庭への支援の充実

今後においても、ひとり親家庭が抱える様々な悩みや問題への相談支援をはじめ、引き続き各種手当等の経済的支援を行うとともに、保護者や子どもの生活支援、保護者の就労支援など、関係機関と連携し、ひとり親家庭の自立に向けた支援を充実します。

#### ② 障がいのある子どもと子育て家庭への支援の充実

障がい児や発達に関して支援を要する児童に乳幼児期からの継続的な支援を行うとともに、障がいのある子どもをもつ子育て家庭の多様なニーズに応じた相談・支援体制を充実します。

#### ③ 児童虐待防止などの取り組みの充実

被虐待児童対策地域協議会や乳児家庭全戸訪問事業等を活用して、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努めるとともに、関係機関のより一層の強化により、虐待から子どもを守る取り組みを充実します。

### 主な取り組み

#### ○ 母子家庭等自立支援プログラム策定事業

##### 内容

児童扶養手当の受給者を対象に、プログラム策定員が個々の状況や要望に応じて、就職までの自立支援プログラムを作成し、ハローワークや福祉事務所と協力して3ヶ月以内の就業を支援します。

#### ○ 子ども発達支援事業

##### 内容

子ども発達センターにおいて、発達障がいや言語・情緒・行動に発達の課題をかかえる就学前の幼児とその保護者を対象に、「療育相談室」及び児童福祉法に規定された「児童発達支援」を実施しています。

#### ○ 被虐待児童対策地域協議会の設置・活用

##### 内容

児童虐待の未然防止・早期発見・再発防止のため、児童相談所、医療機関、民生児童委員協議会連合会、弁護士、警察などの関係機関が連携して、虐待から子どもを守るために「奈良市被虐待児童対策地域協議会」を設置しています。



○ 養育支援訪問事業

内容	
保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭等に対し、訪問などにより、養育に関する相談、助言などの支援を行います。	

■ 基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくりの成果指標

No	指標名	単位	現状値	目標値（平成31年度）
1	利用者支援事業	箇所	0 (25年度実績)	2
2	乳児家庭全戸訪問事業の面接率	%	98.3 (25年度実績)	100

## 基本方針3 地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくり

### 基本目標1 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進

#### 施策の方向性

##### ① 地域の子育て支援活動の充実

すべての保護者が、子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てできるよう、子どもたちや保護者が仲間や地域の人とふれあう場へ参加する機会を確保し、子どもの社会性を育むため気軽に利用できる施設や事業の充実及び周知を行います。

##### ② 地域における子どもの見守り活動の推進

子どもの安全を守るため、交通安全対策や防犯体制を整備し、安全・安心なまちづくりを構築していくため、地域と協力していきます。

#### 主な取り組み

##### ○ ファミリー・サポート・センター事業

###### 内容

子育ての応援をしてほしい人（依頼会員）と子育ての応援をしたい人（提供会員）が会員となって、送迎や一時的な子どもの預かりなどの援助活動を行います。制度の周知を図り、援助会員の増員を目指すとともに、講習会・スキルアップ講座の実施回数を見直し、会員の資質の向上を図ります。

##### ○ 子育てサークルの援助

###### 内容

地域で活動する子育てサークルに補助金を交付することで、主として未就園児を持つ保護者が集える場の存続を図り、育児の孤立化を防止することを通して、子育て支援を行います。

##### ○ 子育て支援アドバイザー

###### 内容

地域の子育て経験豊かな市民を子育て支援アドバイザーとして登録し、乳幼児とその保護者が集まる場所に派遣することにより、保護者の子育てに関する疑問や悩みに対する相談等を行います。

##### ○ 交通安全教室の開催

###### 内容

学校園に出向き、警察と協力して横断歩道の渡り方、正しい自転車の乗り方などの交通ルールを映画・ビデオ・人形劇でわかりやすく説明するとともに、信号機を使った実技指導なども併せて行い、子どもたちに交通事故から身を守るすべを身につけてもらうために交通安全教室を開催します。

## 基本目標2 仕事と子育ての両立支援の推進

### 施策の方向性

#### ① 男女共同の子育ての促進と子どもを大切に作る社会的な機運の醸成

仕事と生活の調和を図り、仕事も生活も充実するワーク・ライフ・バランスの考え方を広く社会に浸透させ、女性も男性も仕事と生活を調和させた豊かな生活が送れるよう、一層の普及啓発を行います。

### 主な取り組み

#### ○ 男女共同の子育ての推進

##### 内容

男性の家庭参画セミナーなどを通じて、男女の固定的役割分担を解消し、これまで育児や家庭への参画が少なかった男性が積極的に関わり、ともに子育てを担う地域づくりを進めます。

#### ○ 仕事と生活の調和推進事業

##### 内容

事業主や企業を対象に、育児休業の取得促進や労働時間等の改善等、仕事と生活の調和のとれた働き方に向けた意識啓発に努めます。

## 基本目標3 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりの推進

### 施策の方向性

#### ① 安心して外出できる環境づくりの推進

誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりをめざして、公園の整備、公共交通機関のバリアフリー化などを進め、より子育てしやすいまちにしていきます。

### 主な取り組み

#### ○ バリアフリー化の推進

内容
より子育てしやすいまちをめざして、道路、公園の整備、公共交通機関のバリアフリー化などを進めていきます。

#### ○ 公共賃貸住宅における子育て世帯向けの優先入居制度の活用

内容
市営住宅の空家募集において、同居親族に小学校就学前の児童がいる世帯（子育て世帯）に対する優先入居制度を実施します。

### ■ 基本方針3 地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくりの成果指標

No	指標名	単位	現状値	目標値（平成31年度）
1	ファミリー・サポート・センターの相互援助活動件数	件	6,307 (25年度延べ)	6,762 (年間延べ)



## 教育・保育の量の見込みと提供体制

### 【今後の方向性】

今後の方向性については、平成27年度入所の状況もみながら、今後も検討します。

### 【量の見込みと確保方策】 <市全域>

#### 【平成27年度】

	平成27年度				
	1号	2号		3号	
	3歳以上 教育希望	3歳以上保育必要		1・2歳 保育必要	0歳 保育必要
教育希望 が強い		左記以外			
(参考) 児童数推計	8,399		5,350	2,554	
ニーズ量の見込み	4,366	570	3,047	2,133	614
保育希望率	—		36.3%	39.9%	24.0%
提供量（確保方策）					
過不足分（提供量－ニーズ量）					

#### 【平成28年度】

	平成28年度				
	1号	2号		3号	
	3歳以上 教育希望	3歳以上保育必要		1・2歳 保育必要	0歳 保育必要
教育希望 が強い		左記以外			
(参考) 児童数推計	8,297		5,246	2,515	
ニーズ量の見込み	4,311	561	3,011	2,140	620
保育希望率	—		36.3%	40.8%	24.7%
提供量（確保方策）					
過不足分（提供量－ニーズ量）					

【平成 29 年度】

	平成 29 年度				
	1号	2号		3号	
	3歳以上 教育希望	3歳以上保育必要		1・2歳 保育必要	0歳 保育必要
教育希望 が強い		左記以外			
(参考) 児童数推計	8,163			5,212	2,476
ニーズ量の見込み	4,241	551	2,961	2,162	621
保育希望率	—		36.3%	41.5%	25.1%
提供量 (確保方策)					
過不足分 (提供量－ニーズ量)					

【平成 30 年度】

	平成 30 年度				
	1号	2号		3号	
	3歳以上 教育希望	3歳以上保育必要		1・2歳 保育必要	0歳 保育必要
教育希望 が強い		左記以外			
(参考) 児童数推計	8,068			5,132	2,448
ニーズ量の見込み	4,193	547	2,929	2,128	613
保育希望率	—		36.3%	41.5%	25.0%
提供量 (確保方策)					
過不足分 (提供量－ニーズ量)					

【平成 31 年度】

	平成 31 年度				
	1号	2号		3号	
	3歳以上 教育希望	3歳以上保育必要		1・2歳 保育必要	0歳 保育必要
教育希望 が強い		左記以外			
(参考) 児童数推計	7,925			5,062	2,397
ニーズ量の見込み	4,118	535	2,877	2,100	600
保育希望率	—		36.3%	41.5%	25.0%
提供量 (確保方策)					
過不足分 (提供量－ニーズ量)					

## 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

### 時間外保育事業

#### 【今後の方向性】

時間外保育事業については、民間保育所において引き続き取り組んでいただくほか、市立保育所や現在設置を進めている認定こども園においても本格実施できるように取り組むことで、量の見込みを確保していくことを基本とします。

#### 【量の見込みと確保方策】 <市全域>

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	2,102	2,193	2,284	2,375	2,467
②確保方策	2,102	2,193	2,284	2,375	2,467

### 放課後児童健全育成事業

#### 【今後の方向性】

放課後児童健全育成事業については、本市では既にほぼすべての小学校区に設置しているほか、小学校6年生までを対象としています。

量の見込みに対する確保方策については、小学校の余裕教室の活用等も視野に入れながら、バンビーホーム施設の老朽度及び子どもの人数に対する施設の狭さによって優先順位をつけて、計画的に整備を進めていくことを基本とします。

#### 【量の見込みと確保方策】 <市全域>

単位：人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	低学年	2,223	2,284	2,345	2,406	2,465
	高学年	716	735	755	775	794
	合計	2,939	3,019	3,100	3,181	3,259
②確保方策		2,939	3,019	3,100	3,181	3,259

## 子育て短期支援事業

### 【今後の方向性】

子育て短期支援事業については、現在市内には対象施設はなく、今後も他市の指定施設により量の見込みに対応していくことを基本とします。

### 【量の見込みと確保方策】 <市全域>

単位：人日（年間延べ利用者数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	300	300	300	300	300
②確保方策	300	300	300	300	300

## 地域子育て支援拠点事業

### 【今後の方向性】

地域子育て支援拠点事業については、国が定める事業のほかには本市では「子育てスポット」という事業も実施することにより、概ねすべての中学校区で取り組んでいるところです。就学前の親子の居場所としては、この事業だけではなく、認定こども園における子育て支援（未就園児保育等）も認定こども園の設置と併せて進めていることから、トータルで考えたうえで内容を充実しつつ、利用者への周知を徹底する等、稼働率の向上を図ることを基本とします。

### 【量の見込みと確保方策】 <市全域>

単位：人日（年間延べ利用者数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	138,255	150,910	163,715	176,422	189,171
②確保方策	138,255	150,910	163,715	176,422	189,171

## 一時預かり事業

### ①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

#### 【今後の方向性】

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業については、私立幼稚園全園のほか、市立認定こども園及び一部の市立幼稚園で引き続き実施します。

#### 【量の見込みと確保方策】 <市全域>

単位：人日（年間延べ利用者数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	78,866	77,908	76,650	75,758	74,415
②確保方策	78,866	77,908	76,650	75,758	74,415

### ②その他の一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（就学前）

#### 【今後の方向性】

その他の一時預かり事業については、認可保育所における一時預かりのほか、地域子育て支援拠点での一時預かりにより、確保を図っていくこととします。また、就学前の子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）については、事業の周知と会員数の増加に引き続き取り組むことを基本とします。

#### 【量の見込みと確保方策】 <市全域>

単位：人日（年間延べ利用者数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	14,367	15,924	17,489	19,055	20,607
②確保方策	14,367	15,924	17,489	19,055	20,607

## 病児・病後児保育事業

#### 【今後の方向性】

病児・病後児保育事業については、稼働率を向上させ、既存の病児保育施設2箇所及び病後児保育施設2箇所により確保することを基本とします。

#### 【量の見込みと確保方策】 <市全域>

単位：人日（年間延べ利用者数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	896	1,038	1,180	1,322	1,463
②確保方策	896	1,038	1,180	1,322	1,463

